

地方税法施行規則の一部を改正する省令案（記載要領）新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、<u>事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。</u></p> <p>2～11 略</p> <p>12 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑦」又は「軽減税率不適用法人の金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額_____⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>13・14 略</p> <p>15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(37)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(46)）」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「<u>仮計(46)</u>」の欄の金額に、<u>同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。</u></p> <p>16～18 略</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。_____</p> <p>_____</p> <p>2～11 略</p> <p>12 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑦」又は「<u>軽減税率不適用法人の金額⑧</u>」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「<u>軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額⑥</u>」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>13・14 略</p> <p>15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(44)）」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「<u>仮計(44)</u>」の欄の金額に、<u>同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。</u></p> <p>16～18 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表1）の「<u>当期分(3)</u>」欄の「<u>当期発生額②</u>」の欄の金額に、<u>所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(44)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属リース特別控除取戻税額等（個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。</u></p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)までの「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）<u>、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</u></p> <p>5～7 略</p>	<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表1）の「<u>当期分(3)</u>」欄の「<u>当期発生額②</u>」の欄の金額に、<u>所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(44)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項の規定により加算された金額（<u>同条第6項又は第7項</u>の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属リース特別控除取戻税額等（個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。</u></p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)までの「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）_____の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）_____の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）<u>、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</u></p> <p>5～7 略</p>

<p>又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第30項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表3の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額について法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式_____の申告書に添付すること。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 「控除未済外国税額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の7の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表3の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額について法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 「控除未済外国税額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第30項及び第48条の13第31項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の7の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>	<p>第6号様式別表4の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表4に併せて提出すること。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第6号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表4に併せて提出すること。</p> <p>2～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第6号様式別表4の2の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2～4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第25項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第6号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第30項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の6記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第6号様式別表4の2の6記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2～4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の7記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第6号様式別表4の2の7記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が政令第9条の7第30項及び第48条の13第31項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の3記載要領</p> <p>この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式又は第7号様式_____の申告書に添付すること。</p>	<p>第6号様式別表4の3記載要領</p> <p>この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第7号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第40項の規定により充当しようとするとき又は同条第41項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第6号様式別表4の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第40項の規定により充当しようとするとき又は同条第41項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人、同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人、同法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人、同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人、同法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p> <p>2 「単年度損益（第6号様式⑩+同様式⑪）又は別表5②④⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑫）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11②④）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11②④）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11③⑤）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11③⑤）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11③⑤）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11③⑤）」として計算した金額を記載すること。</p> <p>また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の(36)）又は法人税の明細書（別表4の2付表の(45)）の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>	<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 「単年度損益（第6号様式⑩+同様式⑪）又は別表5②④⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑫）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11②④）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11②④）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11③⑤）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11③⑤）」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第6号様式⑩+同様式⑪）」とあるのは「（第6号様式⑩+同様式⑪-別表11③⑤）」と、「別表5②④」とあるのは「（別表5②④-別表11③⑤）」として計算した金額を記載すること。</p> <p>また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の(34)）又は法人税の明細書（別表4の2付表の(43)）の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表6記載要領</p> <p>1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。</p> <p>2 法附則第9条第10項の規定の適用を受ける法人が、同項に規定する大口供給以外の方</p>	<p>第6号様式別表6記載要領</p> <p>1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。</p> <p>2 法附則第9条第11項_____の適用を受ける法人が、同項に規定する大口供給以外の方</p>

<p>法によりガスの供給を行う場合においては、収入金額の総額の欄は、当該大口供給に係る収入金額と当該大口供給以外の方法によるガスの供給に係る収入金額に区分して記載すること。</p>	<p>法によりガスの供給を行う場合においては、収入金額の総額の欄は、当該大口供給に係る収入金額と当該大口供給以外の方法によるガスの供給に係る収入金額に区分して記載すること。</p>
--	--

改正案	現行
<p>第6号様式別表7記載要領</p> <p>この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p>	<p>第6号様式別表7記載要領</p> <p>この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表8記載要領</p> <p>この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p>	<p>第6号様式別表8記載要領</p> <p>この計算書は、損害保険会社又は_____外国損害保険会社等又は少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について法第72条の23第1項又は第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項（同法第142条の規定により同法第57条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）又は政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>	<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について法第72条の23第1項又は第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項（同法第142条の規定により同法第57条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）又は政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項（同法第142条の規定により同法第58条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項（同法第142条の規定により同法第58条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表11記載要領</p>	<p>第6号様式別表11記載要領</p>

<p>1 この明細書の1は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式_____に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 この明細書の2は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式_____に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 この明細書の3は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式_____に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。)第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項若しくは平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 「<u>適用年度終了の時における資本金等の額</u>」の欄 平成23年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人</p> <p>(6) 「<u>⑩の金額を控除した後の所得</u>」及び「<u>⑳、㉑又は㉒のうち最も少ない金額</u>」の欄 3(1)に掲げる法人</p> <p>(7) 「<u>⑩の金額を控除する前の所得</u>」及び「<u>⑳、㉑又は㉒のうち最も少ない金額</u>」の欄 3(2)に掲げる法人</p> <p>5 「<u>㉓、㉔又は㉕のうち最も少ない金額</u>」及び「<u>㉖、㉗又は㉘のうち最も少ない金額</u>」の欄は、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉖、」を抹消すること。</p> <p>6 略</p>	<p>1 この明細書の1は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第8号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 この明細書の2は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第8号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 この明細書の3は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第8号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項_____の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項_____の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 「<u>⑩の金額を控除した後の所得</u>」及び「<u>⑳、㉑又は㉒のうち最も少ない金額</u>」の欄 3(1)に掲げる法人</p> <p>(6) 「<u>⑩の金額を控除する前の所得</u>」及び「<u>⑳、㉑又は㉒のうち最も少ない金額</u>」の欄 3(2)に掲げる法人</p> <p>5 「<u>㉓、㉔又は㉕のうち最も少ない金額</u>」及び「<u>㉖、㉗又は㉘のうち最も少ない金額</u>」の欄は、法人が法人税法第59条第3項_____の規定の適用を受ける場合は、「㉖、」を抹消すること。</p> <p>6 略</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表14記載要領</p> <p>1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式_____の申告書に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第6号様式別表14記載要領</p> <p>1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第9号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第40項の規定により充当しようとするとき又は同条第41項の規定により選付を受けようとするとき_____</p>	<p>第9号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第40項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第41項の規定により選付を受けようとするとき又は平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)</p>

<p>_____に記載し、第6号様式_____の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>をした法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第46項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>第10号様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）_____の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」_____までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑩の欄を除く。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額⑫」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑥」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。</p>	<p>第10号様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式、第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）_____、第8号様式又は第9号様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式、第7号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑦」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑧」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑫の欄を除く。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額⑫」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑧」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をい</p>	<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をい</p>

<p>う。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6～8 略</p>	<p>う。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6～8 略</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6・7 略</p>	<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6・7 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第13号様式記載要領</p> <p>1・2 略</p> <p>3 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができる日と認められる日を記載すること。</p> <p>4・5 略</p>	<p>第13号様式記載要領</p> <p>1・2 略</p> <p>3 「申告書の提出期限の延長の承認を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができる日と認められる日を記載すること。</p> <p>4・5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表1)の「当期分(3)」欄の「当期発生額②」の欄の金額に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(4)の欄の金額)及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額(租税特別措置法第68条の9第11項及び第68条の15の規定により加算された金額(同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。))の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属リース特別控除取戻税額等(個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。</p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。))及び第42条の11第5項の規定</p>	<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表1)の「当期分(3)」欄の「当期発生額②」の欄の金額に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(4)の欄の金額)及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額(租税特別措置法第68条の9第11項の規定により加算された金額(同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。))の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属リース特別控除取戻税額等(個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。</p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。))の規定</p>

<p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第31項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第20号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第21号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
-------	-----

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>	<p>第20号様式別表4の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第21号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表4に併せて提出すること。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第20号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表4に併せて提出すること。</p> <p>2～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第20号様式別表4の2の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2～4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第20号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第31項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の3記載要領</p> <p>この明細書は、指定都市（法第737条第1項の市をいう。）内の9以上の区に事務所又は事業所を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式_____又は第22号の3様式の申告書に添付すること。</p>	<p>第20号様式別表4の3記載要領</p> <p>この明細書は、指定都市（法第737条第1項の市をいう。）内の9以上の区に事務所又は事業所を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式、第21号様式、第22号様式又は第22号の3様式の申告書に添付すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第22号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式_____の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第20号の2様式_____の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>	<p>第22号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第20号様式、第20号の2様式、第21号様式又は第22号様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式、第20号の2様式、第21号様式又は第22号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>

3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」

_____」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

4 略

5 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑥」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相

当額⑦」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑧」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

4 略

5 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑧」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。